3　（略）

4　事業者は、前項の作業の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、同項の保護具を使用する必要がある旨を周知させなければならない。

5　労働者は、事業者から第三項の保護具の使用を命じられたときは、これを使用しなければならない。

（高気圧作業安全衛生規則の一部改正）

第六条　高気圧作業安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第四十号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（空気槽） **第八条**　事業者は、潜水業務従事者（潜水業務に従事する労働者（以下「潜水作業者」という。）及び潜水業務の一部を請け負わせた場合における潜水業務に従事する者（労働者を除く。以下「潜水業務請負人等」という。）をいう。以下同じ。）に、空気圧縮機により送気するときは、当該空気圧縮機による送気を受ける潜水業務従事者ごとに、送気を調節するための空気槽及び事故の場合に必要な空気をたくわえてある空気槽（以下「予備空気槽」という。）を設けなければならない。 2　（略） 3　第一項の送気を調節するための空気槽が前項各号に定める予備空気槽の基準に適合するものであるとき、又は当該基準に適合する予備ボンベ（事故の場合に必要な空気をたくわえてあるボンベをいう。）を潜水業務従事者に携行させるときは、第一項の規定にかかわらず、予備空気槽を設けることを要しない。 （空気清浄装置、圧力計及び流量計） **第九条**　事業者は、潜水業務従事者に空気圧縮機により送気する場合には、送気する空気を清浄にするための装置のほか、潜水業務従事者が圧力調整器を使用するときは送気圧を計るための圧力計を、それ以外のときはその送気量を計るための流量計を設けなければならない。 （作業主任者） **第十条**　（略） 2　事業者は、高圧室内作業主任者に、次の事項を行わせなければならない。 一～四　（略） 五　気こう室への送気又は気こう室からの排気の調節を行うためのバルブ又はコックを操作する業務に従事する者と連絡して、高圧室内作業者に対する加圧又は減圧が第十四条又は第十八条第一項及び第二項の規定に適合して行われるように措置すること。 六　（略） **第十条の二**　事業者は、前条第一項の高圧室内作業の一部を請け負わせた場合における高圧室内作業に従事する者（労働者を除く。以下この項において同じ。）について、当該高圧室内作業に従事する者が作業室に入室し、又は作業室から退室するときに、当該高圧室内作業に従事する者の人数を点検しなければならない。 2　事業者は、作業室及び気こう室において前項に規定する者が健康に異常を生じたときは、必要な措置を講じなければならない。	2　（略） （新設） 3　労働者は、事業者から前項の保護具の使用を命じられたときは、これを使用しなければならない。 （空気槽） **第八条**　事業者は、潜水業務に従事する労働者（以下「潜水作業者」という。）に、空気圧縮機により送気するときは、当該空気圧縮機による送気を受ける潜水作業者ごとに、送気を調節するための空気槽（そうき）及び事故の場合に必要な空気をたくわえてある空気槽（そうき）（以下「予備空気槽（そうき）」という。）を設けなければならない。 2　（略） 3　第一項の送気を調節するための空気槽（そうき）が前項各号に定める予備空気槽（そうき）の基準に適合するものであるとき、又は当該基準に適合する予備ボンベ（事故の場合に必要な空気をたくわえてあるボンベをいう。）を潜水作業者に携行させるときは、第一項の規定にかかわらず、予備空気槽（そうき）を設けることを要しない。 （空気清浄装置、圧力計及び流量計） **第九条**　事業者は、潜水作業者に空気圧縮機により送気する場合には、送気する空気を清浄にするための装置のほか、潜水作業者に圧力調整器を使用させるときは送気圧を計るための圧力計を、それ以外のときはその送気量を計るための流量計を設けなければならない。 （作業主任者） **第十条**　（略） 2　事業者は、高圧室内作業主任者に、次の事項を行わせなければならない。 一～四　（略） 五　気こう室への送気又は気こう室からの排気の調節を行うためのバルブ又はコックを操作する業務に従事する者と連絡して、高圧室内作業者に対する加圧又は減圧が第十四条又は第十八条の規定に適合して行われるように措置すること。 六　（略） （新設）